

第30回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成27年10月8日（木） 10：00～11：20

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一構成員、勢一智子構成員、野口貴公美構成員、伊藤正次構成員

〔政府〕 池田憲治内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長、小宮大一郎内閣府地方分権改革推進室参事官、宍戸邦久内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成27年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番5：幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の指定都市への移譲（内閣府、文部科学省、厚生労働省）>

（文部科学省）内閣府（子ども・子育て本部）が中心となり、指定都市を有する15の道府県及び20の指定都市に対し、条例による事務処理特例条例の実施状況調査を実施した。その結果、十分に検証を行えるだけの認定行為が行われていないことや地域の実情に応じて様々な対応が行われている状況が明らかになった。

これらを踏まえ、我々としてはもう少し状況を見守り、当面は各団体における権限移譲の実態を踏まえつつ検討していく必要があると考えており、法律による権限移譲を行うことはかえって地域の実情に応じた取組を阻害するものと認識している。

（高橋部会長）実施したアンケートは認定こども園の担当課宛てに送付されているようだが、指定都市全体の団体としての意向を調査する形になっているか。

（内閣府）全ての指定都市及び指定都市を有する道府県に依頼したため、実態を反映している。

（高橋部会長）照会期間が短い、担当課のみではなく団体としての意向を確認できる日程になっているか。

（内閣府）結果がまとまるのに締切りから更に2週間以上要している。

（高橋部会長）アンケートに対する感想として、照会期間が短い点や宛先が認定こども園担当課のみになっている点で、必ずしも団体の意向かどうかがこの結果からは分からない。次に、各団体に送付された調査票を読んだが、項目によっては配布資料に結果が示されていないものがあるので、それについてお聞きしたい。

（内閣府）問2では移譲されたことによりどのような問題があったかということ聞き、事務負担の増であったり、他方では、移譲していても認定事例が無いので問題は発生していないという回答も頂いている。

（高橋部会長）データとして母数に対しいくつという内容を聞かせてほしい。

（内閣府）指定都市からの回答で、移譲されたことの影響では、「事務負担の増」が3件、「特段の問題が発生していない」が3件、「まだ事例が無いために回答困難」が3件、「その他」として、幼稚園の認可権限が県に残っているため指導等で懸念があると挙げている団体がある。また、類型にかかわらず対応できる点は良いのではないかとの回答もある。

移譲されていない理由では、「都道府県の事情」が3件、「指定都市の事情」が5件、「その他」が5件。

（高橋部会長）問4はいかがか。

（内閣府）適切な移譲の時期はいつかということだが、「1、2年後くらい」が8件、「即時でもいい」が1件、「協議が整った段階」が1件、「具体的に移譲時期が予定されている」が2件。

（高橋部会長）道府県の回答のうち、問2はどうか。

（内閣府）移譲したことの影響について、事例が無いということもあるが、「何も問題は発生していない」が4件、「事務負担が軽減される」が4件、「実績が無いため分からない」が1件。

（高橋部会長）問5はいかがか。

（内閣府）適切な移譲の時期はいつかということだが、「1、2年後くらい」が2件、「即時でもいい」が2件、「協議が整った段階」が3件、「具体的に移譲時期が予定されている」が3件。

(高橋部会長) 問5の分母は10団体で、移譲済みが5団体ということか。

(大橋構成員) アンケートは事務局と協議をして、質問項目を精査した上で発出したということでしょうか。

(内閣府) 一応事務的には見せているが、基本的には我々で行った。

(大橋構成員) 発出後に情報提供があったため、事前には見ていない。

(大橋構成員) 勝手に貴省でアンケートをしてほしいということではなく、地方分権を進める上でどうするかという話ではないのか。アンケートは設問の作り方で答えは変わってくる。これがアンケート調査の常識で、どのような設問を置くかを協議するのは当たり前のことではないか。

また、アンケート結果をつまみ食いして提示しているのはどういうことか。例えば、移譲の時期については、先ほどの説明だと、もう少し待ってほしいということだったが、アンケート結果を見ると、1、2年や即時と、具体的にかなり早い段階で移譲すべきという結果が出ている。この点が本日のアンケートの解析の中に無いという点、アンケート結果の数字の出方をどのように判断したかという点について、教えていただきたい。

(内閣府) 確かにこのアンケート結果を出さなかったのは我々の落ち度である。他方で、団体からの回答を受けていろいろと話を聞いた中で、必ずしも希望する時期だけではない状況も多数あるだろうということで、申し訳ないが、このように整理をしてしまった。

(大橋構成員) 指定都市市長会及び全国知事会の総意として早期に法令上の措置をすべきとの意向があり、アンケートの結果、個別団体からも早期に移譲してほしいという意向が示されたのだとすると、制度所管官庁として、それでもなお待てと言うのであれば、具体的な理由を挙げていただかないと話が先に進まないが、現状それが示されていないと思うがいかがか。

(内閣府) 子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）をこの4月にスタートさせ、その円滑な施行を行うため、様々な形で地方自治体の状況を把握している。その際に必ず意見として、非常に現場が混乱しており、事務負担の軽減をお願いされる。実際、アンケートの中でも、事務負担の増加に対する懸念を示している団体もある他、現状は認定数が少ないが今後事務が増えてくることに対する懸念があり、もう少し様子を見るべきではないかと考える。

(高橋部会長) 実際に支障があると言っている指定都市がほとんどない。事務負担が多少増えるということは権限移譲をすれば当たり前の話で、これをもって移譲してほしいという答えは明らかでない。

(内閣府) 電話でも担当の話を聞いている。

(高橋部会長) 電話の内容はこちらで客観的に確認ができない。具体的な懸念があるなら、追記してもらえば良いではないか。結果を見ても、実際に支障があると言っている道府県が一つしかなく、一方で、事務負担の増加と言うが、指定都市は自ら引き受けたいと言っている。大橋構成員の言うとおりに、指定都市が自ら事務負担の増加を勘案した上で引き受けたいということを引き止める理由はないのではないか。

(内閣府) 現場の声として、条例の制定権まで移譲を受けるのは大変であるという意見も聞かれた。それだけではなく、新制度の導入により非常に混乱しており、事務負担の増加に対する懸念はかなり多く聞いている。

(高橋部会長) 今回の提案に条例の基準制定権まで含まれていたか。

(内閣府) 前回の閣議決定を踏まえれば、含まれていない。

(高橋部会長) 我々がお願いしているのは、法律上、基準制定権以外の権限を移譲していただき、さらに、基準制定権まで移譲したいとすれば、事務処理特例で実施していただければよいということで、今の懸念は当たらないのではないか。

(文部科学省) 提案団体である指定都市市長会等にもアンケート結果の全体を示しながら、更に精査が必要である。一方で、個別団体に確認をすると、団体によって希望にばらつきが見られたのも事実であるため、まずは事務処理特例で行ってみるといった意見も多いということが我々のアンケートの分析結果である。事務処理特例による移譲は閣議決定もあるため進めていかなければならないが、法律による一律移譲は少し時期尚早であるという考え方。

(高橋部会長) 希望が挙がっていないというのは、事務処理特例だからという可能性もある。法律による移譲であれば歓迎であるという団体も有り得るため、希望が挙がっていないのが5団体であるというのはあまり説得的な理由ではない。また、支障があると言っているのは15道府県のうち1団体のみである。少なくともアンケート結果を見る限りでも、必ずしも障害があると思えないため、決断いただきたいがどうか。

(文部科学省) 指定都市市長会に結果を示し精査を行う必要はあるが、我々が各担当から聞いた声としては、どちらかと言えば新制度に上乘せする形で、更に権限移譲を行うのは厳しいという声が多い。

- (高橋部会長) アンケートにはそのように書いていない。混乱があるのでこのタイミングで移譲されると困るという回答はなかったのではないか。
- (大橋構成員) 事務負担の増加という回答は、それでも移譲を受けたいと回答しているわけなので理由にならない。アンケートは認定こども園の事務を担当している部署宛てに行われたものであり、団体としての意向を聞いたものでもなければ、地方分権部局まで含めた形での意向を聞いているわけでもない。それでもこのような結果が出ているので、制度改正を進めるべきである。
- (文部科学省) 指摘のとおり、事務担当者が、事務負担が増加すると答えても、地方自治体全体の意向としては別の回答が出てくるかもしれない。今回のアンケートは一つの表れであると考えている。さらに、例えば、幼稚園型については権限移譲していないという団体もあるため、そのようなことを考えると、一括で移譲することはどうなのだろうかということも申し上げている。
- (大橋構成員) 所管府省には抽象的な懸念ではなく、具体的に何が支障であるので早期の移譲はできないということも端的に示してもらわないといけない。この立証責任は府省に持ってもらうということも、上位の地方分権改革有識者会議から言われている。今回の客観的なデータではそれが示されていない。
- (内閣府) アンケートの中で北海道は新制度の事務に追われ、このようなことへの対応ができていないと回答している。また、指定都市でも、新制度の状況を踏まえて検討するとしている回答もある。また、新制度の対応で調整ができなかったという回答もある。したがって、アンケートの中からも、現場の声としては、新制度に伴う大幅な事務負担の増加の中での不安を訴える回答が来ていると認識している。
- (大橋構成員) 今回は、全国知事会と指定都市市長会から積極的に進めてほしいという意見が示されている中で、個別の地方自治体の担当者の意向がそれを止める理由にならないのではないのか。
- (文部科学省) 具体的な懸念としては、事務処理特例で実施しているところで一部類型に限定して移譲している自治体があったり、指定都市で移譲を希望していない団体が1市ではあるがあるということで、法律による一律の権限移譲が妥当であるかの見極めがつかないということがある。
- (勢一構成員) 今の話について、確かに少数の声を拾うのは大切なことだが、その懸念が本当に制度設計の中で大きな支障になり得るかを制度設計者の責任としてきちんと検証し、この場で証明する必要があるのではないのか。
- (内閣府) そのために、もう少し認定の実績が積みあがり、移譲をした団体が増えてきた段階で、本当にこのようなことが懸念に当たるかどうかを検証するための時間を頂きたい。
- (勢一構成員) 繰り返しになるが、全国知事会、全国市長会を含めた地方団体の総意として、この段階で実施すべきという提案である。それを真摯に受け止めていただき、これまでの状況を総括した上で具体的に問題があるのであれば支障を示してもらわないと回答にならない。
- アンケートについては、ファクトとして調査しているものであるため、全ての結果を提示の上、主張をしていただかないと全く説得力を持つ説明になっていない。機は熟していると考えることが、数字から判断できる客観的な情報ではないか。
- (内閣府) 繰り返しで恐縮だが、地方団体の総意であるという点については重く受けとめたい。他方で、新制度全体を所管する立場として、現場の相当な負担と混乱をどのように解決していくかが喫緊の課題である。確かに全体として見ればそのような希望があるかもしれないが、現場の声として事務負担の軽減を図るべきということを非常に強く言われており、それが混乱の原因となっている状況である。もう少し検証の時間を頂けないか。
- (高橋部会長) 大分平行線になってきているが、我々としては、アンケート結果を見ても、権限移譲の機は熟していると考え。内閣府がおっしゃったように、アンケート結果を指定都市市長会にも示すのか。
- (文部科学省) 結果を示して、精査しながら検討を進めるとするのが一つの方法である。
- (高橋部会長) 閣議決定の時期もあるので、今月中に全国知事会及び指定都市市長会に事前にアンケートを送付した上で意見交換し、取りまとめをいただくということでしょうか。
- (文部科学省) 事務局を通じて行いたい。
- (高橋部会長) 全てのアンケート結果について両団体に事前に送付した上で、更に意見交換を行う。それを踏まえ、事務局と相談していただくことを今月中に行えるか。
- (文部科学省) 行う。
- (高橋部会長) 事務局はその日程で間に合うか。

(三宅次長) できる限り早急に行っていただけると有り難い。

(高橋部会長) 2週間もあれば各団体の意思疎通、意見統一ができると思うので、事務局から月内より早くという話もあったため、専門部会の意向も十分に忖度していただく方向で事務局と相談してほしい。

(大橋構成員) 先ほど口頭で説明されたアンケート結果を全てデータでもらいたい。

(高橋部会長) 引き続きよろしく願います。

<通番 22：災害時の臨港道路における放置車両対策の充実・強化（内閣府、国土交通省）>

(内閣府) 現在法制局と下相談を行っているが、道路によっては道路法のような公物管理の規定が整理されていないものもあり、法制局にその部分を整理するよう指示を受け、整理を進めているところである。

(高橋部会長) 臨港道路の管理法は何法になるのか。

(内閣府) 港湾法である。

(高橋部会長) 港湾法の中に臨港道路についての規定はあるか。

(内閣府) 岸壁という係留施設、防波堤という外郭施設、といった並びで臨港道路という臨港交通施設として規定されている。それを適切に管理しなさいという規定になっており、道路だけについて規定した道路法のような特別な規定はない。

道路法は「長時間放置された車両の移動等」という規定があり、正に道路の管理について書いているということなので、その差がある。

(高橋部会長) 法制的には港湾法の中により細かく書き込まなければいけないということか。

(内閣府) 港湾法ではなく、災害対策基本法の中を書きことになるが、道路法上の道路と同じような並びで書けるのが懸念される。臨港道路はもともと道路上の車両の扱いについて書かれていないため、その点の整理にもう少し時間を要する。

(高橋部会長) これは法制局マターになっており、こちらからお願いすると言っても難しい話なのか。

(内閣府) 現在できる方向で整理して、調整を行っている最中である。結果はまた連絡するが、気持ちとしては要望に応える努力をしている。

(高橋部会長) 引き続き調整をお願いして、結果については事務局を通じて情報提供いただきたい。

<追 1：大規模災害時における住宅の応急修理等の手続きの見直し（内閣府）>

(高橋部会長) 今回の現金給付は、実際には本来現物給付で行うものの立替払であり、資産形成補助の議論とは全く別次元の話であると考えている。

(内閣府) 結局のところは現金を出すということであり、別の議論だとまでは言えないと考える。阪神・淡路大震災の時もどんどん制度が拡充されていっており、そこが全く違う議論になるとも思えない。

(高橋部会長) その件は確か住宅であったか、賃貸であったかに対して、お金を渡すというものではなかったか。

(内閣府) 別法の話になるが、全壊になった時に100万円からスタートしてお金を渡すものである。

(高橋部会長) その件ともまた違う話と考える。物を建てて、その物の相当分についてお金を払う、要するに、救助の対象としての物が先にあって、それに対してかかった費用を補填するというので、資産形成には当たらないと考えている。

(内閣府) その議論をすると、それができないような方を支援するのが災害救助法である。ここは分権の場であるため、その政策論は置いておいて、最終的な目標は、手続きを簡素化して自治体がいろいろなことを効率的にできるかという議論で、内部手続きを省略することで対応すべきという当方の提案について評価いただきたい。

(高橋部会長) 論点は現に必要な、例えば畳6畳についてとか、屋根が壊れた所について、それを救助するかという話である。その部分だけお金が出ることが確認できればよいと考えている。

(内閣府) そこは自治体が直接修理、手続きをするということが制度の建付けとなっている。

(高橋部会長) 自治体が災害で多くの対応に追われている時に、応急修理において前もってきちんと確認し、内部手続まで完了した後に行うこととする場合、救助に非常に時間がかかるのではないか。

(内閣府) そのために、修理件数が多数である場合は、修理依頼書は被災者から委託業者に交付し、行政は最後のチェックだけで済ませるという方法を提案している。ただし、この手続自体も、そもそも被災者に修理依頼書の交付を依頼すること自体が救助の在り方として望ましくないということで、この手法自体も使うべきではなく、自ら修理依頼書を交付すべきと考えている自治体も多数存在する。

(高橋部会長) それは各自治体の判断と思われる。自治体によってはできるようにすべきというのが今回の分権の話である。その話は置いておいて、提出いただいた資料の内容について御教示願いたい。

(内閣府) 通常の手続においては、修理依頼書の交付について、自治体が1回修理見積書をチェックした上で、委託業者に出すこととなっているが、簡素な手続においては、修理依頼書は最初に被災者に交付し、委託業者への交付は被災者の判断で実施し、自治体は最後に修理見積書をチェックすることとしている。

また、通常の手続では工事完了報告書をチェックした後に請求書を出すということで二度手間になっているが、簡素な手続では、工事完了報告書と請求書を一緒に提出して、ここも1回で済ませることとしている。

合わせて2つ手続を飛ばしているということになる。

(高橋部会長) 兵庫県の提案とどう違うのか。

(内閣府) 自治体が契約者となって最後の責任を負うのか、被災者個人が責任を負うのかということである。自治体も被災者のことを思えば、自分たちが当事者になった方が被災者に資すると考えている。そこを被災者が契約当事者になるというのは、そこでトラブルが起きた場合、結局自治体に戻ってくるのだから、結果的に負担としては同じである。もし被災者が被るとすれば、それはとんでもない話である。

全部うまくいけばいいが、うまくいなくてトラブルになったときのことなども考えると、自治体が契約の当事者になるべきである。当然、支払いも自治体から行う。そこが大きな違いである。

(高橋部会長) しかし、そのようなトラブル回避のために委託業者の名簿があるのではないか。

(内閣府) 兵庫県は委託業者の名簿も作らず、被災者の判断で発注する方式を提案している。兵庫県の提案を見ると、まず修理見積書の作成依頼を工事業者にし、その後作成された見積書を自治体に提出した後にやっと自治体から対象範囲の必要性や留意事項が通知される。

住宅の応急修理については、畳6畳だとか、開口部はどうか、設備はどうかなど非常に限定的に行っており、それらの手間を全部被災者が担えるかということである。最初の説明を被災者が来たときに行うべきで、最初に誰かわからない工事業者に発注するというのは乱暴かと思われる。

(高橋部会長) 必ずしも要望の全てを実現する必要はなくて、所管官庁との協議の中で合理的なものについて実現を図ればいいのではないか。その懸念はよく分かるため、そこは指定業者の範囲を広げ、その中から選ぶという手法をとる必要があると考えている。

(内閣府) 建具屋や水道屋も含め全部入っているようなリストもあるため、そこは当方としても情報収集する必要があると考えている。

(高橋部会長) その上で兵庫県案はあり得るのではないかと伺いたい。兵庫県案の見積書が出てきた後に範囲の必要性や留意事項が通知される点が問題だということであれば、要望が出てきたときに留意事項等を全部渡した上で、例えば畳6畳分しかやらないということをはっきり説明すればいいのではないか。

リスクという話があるが、兵庫県の場合は非常に立て込んでいる時にいろいろな手続で被災者を待たせるのは申し訳ないということで、そこを早目に自分で見付けられるのであれば、指定業者である必要はあると思うが、幅広い指定業者の中でたまたま近くにあり、気安く声をかけられる業者がいれば、そこは申請の上、自治体が例えば畳6畳分しかお金は出ないなどということを説明した上で実施すればいい。

例えば、それを機会にして、少し自分の費用と合わせて、12畳の幅広い寝室に一体的にやりたいといえ、別にその畳6畳分だけお金を渡しさえすればいい。畳6畳分というのは、固定資産税でも何でも推計課税の原則のような話があって、後からでも合理的なお金しか出せないというのは考えられる制度である。現物として畳6畳分のところだけ救助できればいい。国としてそこだけ見ればいいと考えている。

(内閣府) そこは金銭、またはバウチャーがいいのかという議論などもしている中で整理がついていない状態なので、継続して議論を重ねる必要がある。今回は、それを単に手続論のところでは金銭のところにも踏み込んでいくという点で、これまでの議論とは異なる。

また、契約を被災者が行うということについて、うまくいっているときはいいが、うまくいかないときはどうするかということも含めて担保しておく必要があり、本当に弱い被災者の方のことを考えたら、契約を個人でやっていいとは少なくともこの段階では答えられない。その代わりにまず、今示したような手続の簡素化をやってみてはどうかという提案である。

(高橋部会長) やはり兵庫県の提案というのは現金給付とは違うのではないかと考えている。兵庫県は現金給付と書いてあるが、これは現金給付の制度ではなく、立替払の制度である。

(内閣府) 契約を自治体で行う場合、当然、自治体からお金が入ることになる。現金給付の議論もあるが、自治

体で契約してそこは担保すべきという考えがあるし、多くの自治体も自分たちで責任を持ってやろうという中で、そこは考えられない。

(高橋部会長) 結局、行政事務の事務管理論のような話である。災害対策であるが、行政ができないので、緊急に事務管理することに対し、対価を後から支払うという事務管理論があり、それと同じと考えている。

(内閣府) それを一般的な議論として整理するのか。現金払は特別規定であり、種々の事例の中で本当に必要なときにその手段があるわけで、それを一般化して、ここで整理するのはまず手続の簡素化という手段をとってからではないか。(高橋部会長) 兵庫県は手続の簡素化について知らないのか。

(内閣府) 本日の資料については、要領の中に文章でしか記載がないものを今回我々が図にした。要領の中に、特例的に手続の簡素化をやっていいと記載があるが、十分に理解されておらず、過去にそれが運用された例もほとんどない。やはりマニュアルの中で通常の手続のフロー図を出すと、それが使われる。

そのため、まずは簡素化した手続を運用すべきである。その上でなお議論があれば考えるが、そこをまずやる必要があるのではないか。

(大橋構成員) 簡素化した手続については、制度自体は既にあるということか。

(内閣府) そのとおりである。

(大橋構成員) 制度はあるが周知徹底がないとのことであるが、本日の資料におけるフロー図を見てもすぐには分かりにくいので、さらにこれがマニュアルの一部に文章で書いてあるようでは多分わからないだろう。皆通常の重い手続をとる必要があると思っているため、今回、こういう提案が出てきていると思われる。

当方としては、この複雑な手続について簡素化案という形のものが現場にあれば、確かに需要はあるかと考えている。簡素化案は実際、自治体の方も認知されていないオプションであると思われる。このような方法をとることは、そちらは全然構わないということではよい。

(内閣府) 原則はしっかり見てほしいが、本当にパンクして処理できなかつたら、手続を2つ飛ばしてやれるということを書いている。

(大橋構成員) 兵庫県が気にしているのは、指定業者の範囲が潤沢に選べないから自分で探したいということだと思われる。

(内閣府) そこは誤解があると思われるが、ほかの県でいけば、畳屋、建具屋のリストもたくさんある。もし建設業協会をリストに書いてあるとすれば、それが問題である。建設業協会というのはいわゆる地元大手であり、災害復旧の工事をする所である。建具屋や工務店とはそのレベルが違うので、そこをリストに入れば随分早くなると思われる。少なくとも、そこで業者選定の段階でパンクして進まないということにはならないと考えている。

(大橋構成員) 今までの災害事例でそのように現場が混乱しているようなときでも、この制度で応急だということで、指定業者を探すときに活用できるということか。

(内閣府) そもそも通常の手続においても、そのリストがもし建設業協会だとすれば、修正する必要がある。畳などを修理するときは建設業協会に入っている業者ではなく、畳屋や建具屋に行くはずなので、それらをリストに入れなければ、議論が進まない。

まず、リストの拡大及び契約手続の簡素化を示した上で、それがだめだというのなら、また議論があると思われるが、そこを省いていきなり現金給付で入札手続を全部飛ばしてやれというのは少し議論としては飛び過ぎではないかと考えている。

(大橋構成員) 簡素化された手続案は相当手続が省略されていて、もうこれは十分ではないか。

(内閣府) 県によっては、手続が簡素化しすぎなのでできないという所もある。東日本大震災のような多忙なときでも通常の手続でやる所もあるので、それは各自治体の判断になるが、我々はここまでは忙しければやっていいというところで、判断材料を示している。

(高橋部会長) 事務局は、資料を兵庫県に見せて意見を聞くことは可能か。

(田林参事官補佐) 可能である。

(高橋部会長) では、まず、兵庫県に見せて、県の要望としてこれで十分かどうか確認するという作業が必要と思われる。

(内閣府) そのときに建具屋等の業者の拡大の話も併せてしていただくことが必要である。

(高橋部会長) 事務局の方からきちんと説明して、これで県の要望に合致するようなものになっているかどうかを確認していただきたい。

(田林参事官補佐) よくお話をさせていただく。

(高橋部会長) その上で、これでも不十分だという話になると、さらに今回議論となった話をせざるを得ないので、そこは御理解願いたい。まず、兵庫県に、これで県の要望として十分なものかということを確認した上で、さらにその結果を踏まえて事務局を通じて調整するということでよろしいか。

(内閣府) まず、事務的にしっかり説明して、我々の意図を理解していただいた上でまた議論を行いたい。

(野口構成員) 要領を見た上で、分かりづらい表現になっているかもしれないという話があったが、こういう簡易な手続が入ったのはいつなのか。また、もしそれが自治体の現場に浸透していないようであれば、新たに分かりやすい形で示していく必要があるかと思われる。

また、「修理件数が著しく多数となる場合の手続」について、これも自治体の裁量でやっていいということなのか。

(内閣府) もちろん状況が違うため、現場の判断で決定する。多数としか書いていないため、それは現場の判断で決定すればいいが、幾ら多数になっても通常の手続でしっかり考えなければいけないという自治体は多い。

(内閣府) 簡素な手続が具体的にいつ入ったかということは確認する。要領に関しては毎年自治体の担当者の方に集まっていたき説明した上で示しているが、当方の伝え方にも問題があるのかもしれないが、全てを理解されている訳ではないという状況にはあると思われる。また、ホームページにも要領は載せて、公表している。

(勢一構成員) 対応方針は承知した。

防災関係のマニュアルについては、量も膨大で、自治体も防災関係の担当者は限られている人数しか配置されていない所も多いため、簡素化した手続手法について、今回を機に何らかの形で周知をすることを願います。

(内閣府) 御指摘があったということで、そこを注意して、きちんと説明するという事を担当者の会議でも徹底したい。簡素な手続が入った時期は確認の上、また事務局に連絡する。

(高橋部会長) 根本論に立ち戻るかどうかは別として、現にこういう制度はフレキシブルな制度で、いろんな団体の判断があるかもしれないが、団体の選択肢が増えるという点では、分権の観点から言うと望ましいことなので、何らかの形で通知を出すか、マニュアルを、簡素な手続のフロー図を入れるなど分かりやすい形で書き換えることは可能か。

(内閣府) 今回の提案のような御指摘もあったことから、分かりにくかったと思われるため、マニュアルに入れ、きちんと周知を行い、必要があれば通知を出したいと考えている。

(高橋部会長) では、その上で今回拳がった件について、提案団体とよく相談をした上で、さらに事務局を通じて調整をさせていただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)